

大紀の老健施設 男性解雇は無効

地裁支部判決

大紀町の介護老人保健施設で働いていた松阪市の男性(50)が、別の施設に営業活動したことなどを理由に解雇されたのは不当だとし、老健施設を運営する社会福祉人と理事長に解雇の無効などを

求めた訴訟の判決が二十八日、津地裁四日市支部であり、岡田治裁判官は解雇の無効を認め、未払い賃金の支払いを命じた。

男性は二〇一二年三月から老健施設に勤務。「業務命令に反して居宅介護支援事業所に営業活動をした」などとして六月二十一日付で解雇された。判決

で岡田裁判官は「営業活動自体を禁止する業務命令をしたとは言い難く、文書による懲戒処分も経ていない」と指摘した。

男性は「可能なら職場復帰を認めてほしい」と話し、施設の担当者には「違法性はなかったと認識している。判決文を精査して対応したい」と話した。

化財指定によって、海女漁を守っていく意義が広く社会に伝わりと訴えたという。

介護施設の解雇 無効認める判決

津地裁四日市支部

大紀町の介護施設を運営している社会福祉法人「仁成会」で働いていた松阪市の男性(50)が、法人に不当

に解雇されたとして津地裁四日市支部に解雇の無効を求めて提訴し、同支部の岡田治裁判官は28日、無効を認める判決を出した。

判決によると、男性は介護施設の相談員として、2012年3月、法人と雇用契約を締結。業務命令に反し、営業活動をしたとして同年6月に解雇された。判決は「営業活動自体を禁止する業務命令をしたとは言いがたい」と認定。法人に未払い分の賃金約13万円の支払いも命じた。

男性の代理人弁護士は判決後、「こちらの主張が大筋認められた。法人には控訴せず、早く職場復帰を認めてほしい」と話した。

一方、仁成会は「担当者が不在なのでコメントできない」としている。

* 「未払い分の賃金約13万円」というのは解雇された月の日割分で、その翌月から毎月の給与相当額の支払いも命じられています。